

介護保険事業者等の指定の更新について

平成18年4月の介護保険法改正により、介護保険事業者等は、6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。事業者において、指定の有効期間をご確認の上、更新手続きを行ってください。

1. 令和5年度対象事業所

※更新申請受付開始日が令和5年度中の事業所は下記のとおりです。

●地域密着型通所介護

荒木クリニックデイサービスセンターなごみ（令和5年8月31日満了）

みぢかなデイサービス田園（令和5年11月6日満了）

リハプライド西舞鶴（令和5年11月23日満了）

●地域密着型特定施設入居者生活介護

グリーンパーク愛宕（令和5年8月31日満了）

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

グリーンパーク愛宕（令和5年8月31日満了）

●居宅介護支援事業所

ケア・オフィス舞夢（令和5年10月12日満了）

●介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護事業所ユアサイド（令和5年8月31日満了）

ケア・オフィス舞夢（令和5年10月12日満了）

●介護予防通所介護相当サービス

みぢかなデイサービス田園（令和5年11月6日満了）

リハプライド西舞鶴（令和5年11月23日満了）

2. 更新受付期間

原則として、指定の有効期間満了日の3か月前の該当月中に更新申請の受付を開始します。なお、受付開始前に、舞鶴市から該当事業所に対して連絡します。

（例）有効期間満了日が12月10日の場合→9月1日から受付開始。

3. 申請の単位

指定を受けようとする事業所ごと、サービスの種類ごと

4. 申請に必要な書類

- ア. 指定更新申請書（様式第6号）もしくは
舞鶴市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第6号）
及び付表
- イ. 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
- ウ. 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号、介護保険法第115条の22第2項各号、介護保険法第115条の45の5第2項、介護保険法第79条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式9-1、9-2、9-3、9-4、9-5）
- エ. 従業員の資格を証する書面の写し
- オ. 適正なサービス提供の確認書類
（申請日から1年以内に作成している自主点検表、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構実施の第三者評価の結果通知等の写し又は申込書）
- カ. 介護支援専門員一覧（参考様式8-1）

※地域密着型サービス及び総合事業については、舞鶴市以外の利用者がいる場合は、その利用者の保険者に対しても指定更新の手続きを行う必要がありますので、当該保険者（市町村）に確認し、必ず指定更新手続きを行うようにしていただくとともに、舞鶴市にもご一報ください。

5. 書類提出先

舞鶴市高齢者支援課

6. その他

指定更新申請書の提出後に、何らかの変更が生じた場合は、変更届を提出してください。